



ふくろニュース

第 11 回定時総会が開催され、全議案が可決承認されました

№ 19

2013. 8. 5 発行

2013年6月8日(土) 広島市中区の広島国際会議ダリアにて、第11回定時総会を開催いたしました。

14時45分、司会の川手理事が開会を宣したのち、議長に弁護士の大村真司さんが選出。吉富理事長より開会挨拶が行われ、続いて来賓として広島弁護士会の近藤いずみ副会長よりご挨拶をいただきました。

総会の成立状況について、定足数74名に対して実出席43名、委任出席75名、合計118名の出席があり本総会が成立している旨の報告が岡本理事よりされ、議事が開始されました。



議長の大村真司弁護士

佐藤事務局長より、第1号議案「2012年度の活動報告及び決算報告」を行い、寺本監事による監査報告のあと、審議に入りました。会場からは特に意見なく、採択の結果、賛成多数で可決承認されました。

続いて、岡村信秀副会長より、第2号議案「2013年度活動計画及び活動予算案」について提案。活動計画のなかでは、今後の組織と財政基盤の強化のための3カ年計画(骨子)についても紹介しました。2号議案についても特に意見なく、採択の結果、賛成多数で可決承認されました。

役員改選では、木村豊理事より今後の活動充実をめざし、関係団体との連携強化を図るため、消費者団体や福祉団体、司法書士等を役員に加えたいとの提案がされ、理事15名監事3名が選出、承認されました。第1回理事会で理事長に引き続き吉富啓一郎理事長、副理事長に岡村信秀さん、木村豊さんが互選され、あらたな体制で2013年度をスタートすることになりました。今回で退任される山田延廣副理事長より退任の挨拶のあと、木村副理事長の閉会挨拶が行われ、15時45分、総会は終了しました。



総会参加者の皆さん

○役員体制 一覧

理事長	吉富 啓一郎	学識者(大学)	理事	中原 律子	広島市消費者協会
副理事長	岡村 信秀	県生協連	理事	根石 英行	弁護士
副理事長	木村 豊	弁護士	理事	風呂橋 誠	弁護士
理事	上田 正之	県社会福祉協議会	理事	宮永 文雄	学識者(大学)
理事	岡本 みどり	消費生活相談員	理事	三好 禎子	生協ひろしま
理事	川手 三枝子	消費生活相談員	理事	山本 一志	弁護士
理事	川本 信枝	生協ひろしま	監事	寺本ひとみ	消費生活相談員
理事	長井 貴義	弁護士	監事	仲田 誠一	弁護士
理事	中谷 耕策	司法書士	監事	廣島 敦隆	弁護士

これからの消費者行政について、阿南消費者庁長官にご講演いただきました

報告 理事 根石 英行

総会に先立ち、阿南消費者庁長官から、「どうなるこれからの消費者行政」と題して、消費者庁の活動、消費者行政の重要課題についての講演をいただきました。長官は用意された多数のスライドを駆使して 1 時間半にわたり熱心にお話しされました。

最初に昨年 12 月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」の説明があり、消費者庁から出されている最近の製品事故や違法取引に関する措置・業務停止等の処分についての事例を紹介されました。製品事故に関しては、リコール製品による重大事故が少なくなく、リコール製品情報の周知強化が重要であると強調されていました。審議されていた重要法律案として、食品表示法と集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の紹介もありましたが、食品表示法は参議院で可決成立となったものの、消費者被害回復のための訴訟制度については、残念ながら継続審議となっています。今年度のその他の重要な政策課題として、地方消費者行政の更なる活性化への取組や、高齢者の消費者トラブルの防止のための施策、「子供を事故から守るプロジェクト」、「食べ物の無駄をなくそうプロジェクト」の推進などを紹介されました。



このうち、「子供を事故から守るプロジェクト」ですが、1 歳から 14 歳の子どもの死因の第 1 位が不慮の事故であることから、事故原因となる製品や施設の問題点について、保護者や学校等の関係者に、事故予防の観点に立って、広く情報提供を行う活動で、子供にも親しみやすいシンボルキャラクター「アブナイカモ」とテーマソング「おしえてね アブナイカモ」が設けられており、消費者庁からは事故情報や事故防止の豆知識について、ホームページや電子メールによって情報発信がなされていることが紹介されました。



ご講演中の阿南長官



熱心に聞き入る参加者の皆さん

「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者市民社会の構築が目標とされ、消費者市民社会では、消費者には、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することが求められます。長官は、消費者行政が消費者の「権利擁護」と「自立支援」を行うことにより、消費者と事業者、行政が連帯して行動することを目標として掲げられていました。消費者が学ぶことの重要性も強調されていましたが、「食べ物の無駄をなくそうプロジェクト」は、持続可能な社会形成のために消費者に食品ロスの削減を意識した消費行動を促すための普及啓発を行う活動に位置付けられます。

阿南長官は、消費者施策の推進と理念や情報の共有のために、霞が関に留まらず、日本全国を飛び回って、多数回の首長との面談、講演活動、意見交換会などをこなされているそうです。長官の八面六臂の活躍が窺えます、エネルギッシュな阿南長官の活動に心からエールを送ると同時に、当ネットも消費者市民社会の構築に向けて更なる飛躍が必要であると痛感しました。お忙しい中、ご講演いただいた阿南長官には心よりお礼申し上げます。

W 自動車学校に差止請求を提起

監事 仲田 誠一

消費者ネット広島は、平成25年6月7日に、W自動車学校を経営する法人を被告とする解約条項の差止等を求める訴訟を提起しました。教習契約における解約条項が消費者契約法に違反するものであることを理由にして、被告に対して同解約条項を使用した契約申込の意思表示を行わないことなどを求めるものです。訴訟の経緯は次のとおりです。

当法人が、「W自動車学校の教習契約を解約したがすでに支払った料金を返してもらえない」旨の情報提供を受け、事実関係を調査検討したところ、同学校の案内書には「入学申込金、教習料は原則として払戻しいたしません」旨の記載がありました。消費者契約法9条1号は、消費者契約上の解約条項について事業者が生ずべき平均的損害を超える違約金を定めた部分を無効としています。当法人は、W自動車学校の案内書の上記記載は解約の時期や理由を度外視して一律に返金しないことを原則としており同条項に違反すると判断しました。そこで、運営法人に対して、照会及び是正申入れを重ねて参りました。



運営法人は、当法人からの是正申入れに対し、〇〇コース以外の解約時の未消化教習料は原則として返金する、次いで〇〇コースも未消化教習料の半額の返金を原則とする等、段階的に是正をしてきました。しかし、残念ながら、その是正内容は、依然として、解約時の返金額、違約金の算定根拠とも不明瞭なものに止まりました。

消費者契約における違約金条項は、消費者が理解できるよう明確であるべきであり、かつ違約金の算定根拠も明確にされるべきです。そのため、当法人は、是正内容は不十分だと考え、冒頭の訴訟提起に至りました。訴訟はまだ始まったばかりです。訴訟の結果についてはまた報告させていただきます。

冠婚葬祭互助会に対する申入れ活動

理事 長井 貴義

2011年12月13日、京都消費者契約ネットワークから株式会社セラマに対する差止請求訴訟において、京都地方裁判所は、同社の冠婚葬祭互助会における解約金条項は、消費者契約法に違反して無効であるとの判決を下しました。

この件が報道され、当法人にも、いくつかの冠婚葬祭互助会について、解約金の規定やサービス内容に対する情報提供が寄せられました。そこで、広島で事業を行う一業者に対して、解約金規定が消費者契約法に違反していると考えられるのではないかなどと質問書を送付しました。

すると、当該会社の顧問弁護士から担当理事の当方に連絡があり、会社の代表者らとご説明にうかがいたいとのことでした。そこでお会いすると、現在規約の改定を検討中とのことでした。その後、再度お越しいただいた際には、改定された規約で解約申し入れに対応済であるとのことでした。このような真摯な対応もあり、改定後の解約金規定が一見して明らかに消費者契約法に違反しているとも見受けられなかったため、当法人から当該業者に対する申し入れ活動はこれをもっていったん終了しました。

なお、差止訴訟の関係では、その後、消費者支援機構福岡が、2012年12月26日に、株式会社日本セレーニーに対して、差止訴訟を提訴しています。また、京都ネットの件では、大阪高裁でも、2013年1月25日に差止を認める判決が出されました。

冠婚葬祭互助会の解約金規定をめぐるのは、このようにまだまだ問題意識が高まって最終的な解決を見ていないところです。経済産業省は、この7月から、「冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会」を開いており、HPで情報公開がされています。この研究会での審議により、業界全体における解約金の定めが見直されることとなるでしょうから、大いに注目が必要です。

消費者教育の推進に関する法律ができました

副理事長 木村 豊

消費者教育の推進に関する法律が制定されました（平成 24 年 8 月 22 日公布，同年 12 月 13 日施行）。この法律の中で，政府は消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならないとされていましたが，平成 25 年 6 月 28 日，この基本方針も閣議決定されました。そこで，ごく簡単にですが，この法律の概要について述べます。



＊

どんな年齢であれ，どんな職業に就いていようと，私たちはみな消費者です。私たち消費者一人一人が，自分だけではなく，回りの人たちや将来の世代のことまでも考え，また，国内外の経済的情勢や地球環境への影響までも考えて生活し，公正で持続可能な社会の形成に積極的に関わっていく社会を，この法律では「消費者市民社会」といっています。

この「消費者市民社会」が本当に実現されるためには，私たち消費者のだれもが，十分な知識を得て，適切な行動を取ることができる能力を身につけ，消費者として自立することが不可欠です。こうした消費者の自立を助けるための働きかけを，この法律では「消費者教育」といっています。

＊

消費者教育は，消費者が一方的に知識を与えられることでは決してありません。消費者が「消費者市民社会」の一員として適切に行動するためには，自ら考え自ら行動することが必要です。基本方針は，消費者一人一人が，様々な機会・出会いを通じて，「見て」，「聞いて」，「読んで」自ら調べ，「学ぶ」ことで「気づく」ことが基本だといっています。そうして，学んで得た知識を，自らの生活にいかすとともに，「見せて」，「話して」，「書いて」他人に伝えることも，社会の消費者力を向上させて行くことになるともいっています。

＊

私たち誰もが，どこに住んでいても，どんな年齢でも，消費者教育を受ける機会が提供されることが必要です。そこで，この法律では，消費者教育は，幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに，年齢，障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならないとともに，学校，地域，家庭，職域その他様々な場の特性に応じた適切な方法により，効果的に行わなければならないとしています。

＊

このように消費者が，生涯を通じて，身近な場所で，消費者教育を受ける機会が提供されるためには，国や地方公共団体が総合的な施策を策定して実施していくことも大切ですが，そればかりではなく，これまで消費者教育の担い手として積極的に取り組んできた消費者団体，学校，消費生活相談員，地域福祉関係者などとの連携が重要となってきます。基本方針は，地域での新たな担い手，自らの活動が消費者教育の活動となっていることを自覚せずに実践している担い手も含めて，各主体の連携を図り，取組を促進するため，地方公共団体において国の関係機関との連携を図りつつ，地域の実情にあわせた自主的な施策を講ずることが求められているといっています。

＊

消費者ネット広島は，これまで消費者教育はその活動の重要な一環であると位置づけ，例えばシンポジウムの開催や高齢者への見守りサポートなど様々な機会を通じて，啓蒙活動を行ってきました。この法律が制定されたことにより，これまでの活動に加えてさらにどのようなことができるのか，地方自治体や他の消費者教育の担い手とどのような連携ができるのかなどにつき，これから十分に検討をしたうえで，今後も活動を継続して行きたいと考えています。

消費者関連法の豆情報

監事 廣島 敦隆

I 民法改正

- ・ 2014年に改正要綱案をまとめ、2015年国会上程の見込みです。
- ・ 消費者契約法を民法に統合する方針は断念されて、消費者契約以外も含めて「情報の質及び量並びに交渉力の格差がある当事者間で締結される契約」に関しては、信義則や権利乱用等の適用に当って、その格差の存在を考慮しなければならないとの解釈理念の規定。
→契約法の規定以外の民法の規定にも消費者契約法の理念を及ぼすことができる。

個別の改正提案

- ① 約 款 …約款を用いることに両当事者が合意し、約款を準備した者の相手方が約款内容を知る機会が与えられている場合にのみ、約款が契約内容になる。
- ② 法定利率…契約が無効だった場合に、支払済み代金に年利5%の法定利息を付して返金しなければならないが、他は、基準貸付利率の変動に応じて、年1回利率を変動させるとの提案がある。

II 特定商取引法改正「訪問購入」規制

貴金属の押し買い（↔押し売り）の被害の急増→特定商取引が改正され「訪問購入」に関する規制導入（2013年2月21日）。

- ・ 規制対象取引

政令指定制（法案）を取らず原則すべての物品が対象となった。例外として適用除外とされているもののうち、問題は自動車である。買取に関するトラブルが激増している。

- ・ 不招請勧誘の禁止

消費者から電話のない場合の訪問購入（飛び込み勧誘）を禁止した。

あらかじめ訪問購入の勧誘について要請を受けた場合か、同意を得たうえで訪問しなければならない。



集団的消費者被害回復訴訟制度は、継続審議となりました

先の通常国会での成立が期待されていた「集団的消費者被害回復のための新たな訴訟制度」は、6月4日の衆議院本会議にて主旨説明と質疑が行われ、その後特別委員会でも審議が行われましたが、6月26日に衆議院が会期末で閉会となり、同法案は継続審議となりました。

秋の臨時国会に向けて、当消費者ネット広島も全国の関係団体と連携し、早期実現をめざしていきます。



『消費者ネット広島ーNPO認証10年の歩み』

理事 山本一志

消費者ネット広島は2008年に全国で5番目の適格消費者団体の認定を受け、今年で適格消費者団体として5年目になります。当ネットの前身は、1999年に、消費者団体・学者・弁護士などで結成された「消費者契約法を考える市民ネットワーク・広島」（以下、「考える会」といいます。）でした。「考える会」は2000年4月に消費者契約法が制定後も、同法の活用を図るべく活動を継続しました。

2003年には特定非営利活動法人（NPO）の認証を受け、今年でNPO認証10年目の節目を迎えました。NPO認証は、改正後の消費者契約法を睨んで適格消費者団体となり得る下地を作るためでした。しかし、当初は、会員の事務所を間借りしてのスタートで、常駐職員もなく会員が入れ替わりで当番で詰めて、電話や来所者の応対をしていました。

その後、適格団体として相応しい環境整備の強化をめざし、独立の事務所で常駐職員をおき、消費者被害の予防・救済のための活動基盤の充実を図ってきました。その結果、NPO認証5年目にして適格消費者団体の認定を受け、今日に至っています。



情報収集も大切。独立した事務所で「消費者トラブルなんでも110番」実施
2008.3.7

思えば、前身の「考える会」発足から14年の月日が経ちますが、当初からのメンバーに加え、新メンバーも徐々に増え、新しいネットワークの構築がなされてきております。

これまで当ネットが行ってきた、消費者契約法に基づく不当契約条項の差し止め活動も、「申入れ」が一定の成果があったケースもあり、今後、3件目の提訴も含め、さらに迅速かつ適正な活動を行っていきたいと考えています。

そのためにも、検討、実践組織の整理・連携を図り、また、会員等への情報提供サービスや関係機関との情報交換をより積極的に行う方策など、向こう3ヶ年間の具体的な行動計画を立て、本年秋から実践に移します。節目の年に当たって、適格消費者団体として、期待される役割を果たし、会員の皆さんとともに、これまで以上に意義が実感できる活動を行っていこうと、決意を新たにしているところです。



リレートーク『いよいよスタート団体訴権』
第4回総会&研修会 2006.6.24



消費者行政一元化に向けての街頭行動に
立つ吉富理事長と山本理事 2009.11.20

私と悪徳商法（その1 サラ金退治）

弁護士 山田 延廣

夜中に、うるさい電話音に眠気眼で電話口に出ると「先生！助けて！今、サラ金が来て、『金がないのなら、作りに行こう。』と手を引っ張ろうとしているんです！」との女性の声に眼が覚めた。翌日になり、依頼者から「先生、夜、サラ金が来て「金が払えないのならこれを持っていく。」と言って電気製品をみんな持って行かれてしまいました。」と涙声で訴える依頼者もいる。取り立てに来て、「金を払え」と玄関口で大声で叫ぶ、近所中に「借金返せ」の張り紙を貼ることぐらいは朝飯前であった。

これが私が弁護士となった1970年代後半の第1次サラ金被害時代の様相である。電話口に取立人を呼出し、強引な取り立てをすると恐喝罪となることや、利息制限法に違反した利息分は支払の必要がないことを伝えても、何の役にも立たない。

取立人「弁護士！それがどうしたんなら！おまえには関係ない。余計な口を出すな！」

私「関係ないことはない。本人から交渉の依頼を受けている。本人に請求するな！」

取立人「そんなら、おまえが責任をとって払ってくれるんか！」。

私「保証人ではないので、払うわけがない。」

サラ金「そうなら、おまえとは交渉しない。引っ込んで！」



こんな実りのない会話を延々と繰り返す。気の短い（いや、サラ金相手に気が短くなった）私は、「うるさい！黙って、人の言うことを聞け！」どっちがサラ金か分からないやりとりとなってくる。

取りあえず、取立人に帰らせよう。警察に相談に行かせても、警察は「お金を借りて、返すか返さないかの民事の問題であるため、警察は関与できない。」と断られて相手にしてくれない。途方に暮れた私は、逆に、取り立てに来たサラ金に、出かけて行って「一言、言いたいから店長を出せ！」と押し問答し、店員に「先生！店頭でそんなサラ金みたいなことは止めて下さい！」と言われる始末となった。

これを知った同期の弁護士から、「品がない」（当時の先輩弁護士たちは、「弁護士がサラ金みたいな者を相手すること自体が品がない」と言っていた）との酷評を受けてしまい、弁護士らしく訴訟提起することとなった。

依頼者が持っている領収書のかげらを集めて、これらを下にして利息制限法の金利に引き直して過払金を計算し出し、それを返還請求するのである。

今のようにコンピューターによる利息計算ソフトも存在しない時代にこれを計算するのは大変である。計算機で一々、一月分の利息を出し、これから返済額から差し引いた金額を過払金として、これを残元本に充当して残元本を出し、さらに同様の計算を繰り返して現在の残元本（過払金）を出して行くのである。深夜まで電卓を叩き、訴状を作って翌日、裁判所の受付に提出して、早急に送達してくれるよう頼んだ。

サラ金は、訴訟を甘く見たのか、裁判の期日に出頭せず放置してしまい、仮執行宣言付きの欠席判決を得ることができた。これをもって、亡中島弁護士と二人で執行官の動産執行に付添ってサラ金廻りを行った。執行官に金庫を開けさせてもらい、かなりの現金の支払を受けたときには、二人とも「こんなに返還を受けてよいのか……」とキョトンとしていた。

それ以後、サラ金も「弁護士と喧嘩すると大変なことになる」と思うようになり、おとなしくなって弁護士が通知を出すとやっと話し合いに応ずるようになってきたのである。

これが私の消費者事件との出会いであり、初期のサラ金被害の状況だった。

しかし、被害はまだまだ続いていった。

～こんな相談受けました～

消費生活相談員より

●訪問販売でインターネット通信契約をしたが、勧誘した担当者に不信感を抱いている。できれば解約したい！

賃貸マンションに住んでいるが、インターフォンで「ネット回線の工事が終了したので報告に来ました」と言われ、管理会社の人だと思いロックを解除したところ、自宅に来た途端に光回線とプロバイダの勧誘を始めた。勧誘員の説明では「このマンションの人は同じ大手通信事業者を利用している人が多く、利用を分散させた方が速度が速くなる」と言われた。私は以前、訪問販売で騙されたことがあり、訪問販売にとても恐怖を感じていて、今回もその恐怖からパニックになり、断ることができなかった。その日のうちに回線工事日が決められたが、後日、キャンセルしたいと話したところ、「工事の日程を決めた場合、その後の取消しは違約金が発生する」と言われた。仕方なく、具体的な日付は決めず工事日を延長することにしたが、最初から契約するつもりはなかったので解約したい。

- ・事業者の規約を確認すると、回線工事日を決定した日の翌日から回線工事日までの間にキャンセルしようとするときは、基本工事費相当の金額を支払うようにとの記載あり。
- ・センターから、①工事日を決めただけで違約金が発生することの説明を受けていない。②同じマンションの人が同じプロバイダを利用しているから速度は遅くなるという説明は虚偽ではないか。③勧誘者が最初からプロバイダの勧誘であることの説明をきちんとしていれば、自宅に招き入れなかったはずである。以上を伝え、契約の取消しを求めた。



交渉の結果、違約金なしの解約になりました。



★通信事業者の代理店の中には、法令に従わず、問題のある勧誘を行っているケースが多く見受けられます。納得いかない契約の場合は消費生活センターに相談しましょう。

お知らせ

ホームページのリニューアルとメルマガ配信のご案内

消費者の皆さんに、消費者被害に関する情報を、タイムリーに提供するために、現在のホームページのリニューアルとメールマガジンによる情報配信を10月より予定しています。配信する情報の主なものは、最近多い消費者被害の手口や被害に遭わないためのアドバイス、学習会等のご案内です。

特に、高齢者を日頃から見守りされている民生委員や介護福祉関係者の皆さんに知っておいていただきたい情報を提供していきます。

現在、メルマガ配信を希望する方を募集しています。登録については別紙の案内をご覧のうえ、申込用紙を事務局までお送りいただきますようお願いいたします。

賛助団体が増えました

～今年度新たに入会いただいた団体～

- 有限会社三田製麺所 様
- 広印青果株式会社 様
- 星企画株式会社 様
- 株式会社山豊 様
- 森永乳業株式会社中国支店 様
- 広島海苔株式会社 様
- 広島共和物産株式会社 様

ありがとうございます

発行 適格消費者団体

特定非営利活動法人

消費者ネット広島

広島市中区鉄砲町 1-20 第3ウエビル 3F

TEL 082-962-6181/FAX 082-962-6182